

平成29年4月6日

保護者様

横浜市立神奈川中学校  
校長 長谷川 眞介

## 警報等が発令された場合の対応について

日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、風水害等の『警報』発令時における対応について、次の通りお知らせいたします。  
以下の事項を確認の上、生徒の安全確保のため、各ご家庭でのご理解ご指導をよろしくお願  
いいたします。

- (1) 横浜市内(神奈川県全域又は神奈川県東部)に「暴風警報」「大雪警報」  
「暴風雪警報」及び「特別警報」が、午前7時の段階で発令中の場合。

生徒の安全を確保するために、全市一斉に「臨時休校」となります。  
(原則として、学級の連絡網での家庭連絡は行いません)

- (2) 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪注意報」につ  
いては平常授業となりますが、学校や地域周辺の状況に応じて、登校後  
に対応を判断することもあります。

\*登校前に、上記の警報や注意報が発令中で、各家庭で危険と感じ「登校  
させない」「遅れて登校させる」等の判断をした場合は、学校に連絡を  
お願いします。その場合「欠席・遅刻」とはなりません。

- (3) 授業中に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令  
された場合は、終業時間を繰り上げて総下校等の措置を講じます。

### ※大規模地震については、次の扱いとなります※

#### 1 「東海地震注意報」発令時

- 授業中は、原則として授業を打ち切り、教職員の引率で地区ごとに  
集団下校となります。
- 在宅中に「注意報」発令の場合は、休校となります。

#### 2 「大規模地震等発災時」(震度5強以上)

- 授業中に大規模地震が発生した場合(市内で震度5強以上の地震が  
観測された時)は、生徒は学校に留め置きます。保護者または代理  
の方による引き取りをお願いします。